

令和3年6月4日

KBC学園における新型コロナウイルス感染症に対する対応について

令和3年6月3日 「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」に伴いKBC学園として以下のように対応することとする。

期 間：令和3年6月7日（日）～6月20日（日）（緊急事態措置期間）

1. 外出自粛の要請 **<外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう>**
 - ① 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のために必要な場所を除き、外出自粛を要請
 - ② 特に20時以降の不要不急の外出自粛の要請
 - ③ 必要な外出や移動であっても、混雑している場所は時間を避けて行動すること
 - ◆ 買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取り組みの要請
 - ④ **都道府県間の移動・往来の自粛**
 - ◆ **やむを得ず往来する場合は、必ず事前（3日前程度）にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し陰性の結果が出るまでは自宅待機とする**
 - ⑤ 離島との往来の自粛
 - ⑥ 模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等の自粛
2. 飲食での要請
 - ① 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える
 - ② 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること
 - ③ 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること
 - ④ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること
3. 学校主催のイベントに関して
 - ① **規模や場所に関わらず全てのイベントは、延期又は中止を要請する（無観客又はオンライン配信の場合を除く） ※各種試験、採用活動等オンライン配信が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントを除く。**
 - ② 実施に際しては会場の収容率50%以内に抑え、感染予防を徹底した上で対応する
 - ③ **送迎に関しては対応しない**
 - ④ 可能な限り、オンライン開催や感染防止対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小の上での開催を陽性

- ⑤ 延期・中止を視野に入れて開催日直近の状況を確認し学校にて判断する
(2020年12月21日改正「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」参考)

4. 業務に関して

- ① 会議、集会、説明会、研修等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催で対応すること（やむを得ず開催する場合は時間を短縮すること）
- ② 出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などの働きかけを行う
- ③ 学校などの臨時休業に伴い、育児等のために休む必要がある職員に対して、特別休暇若しくは自宅待機を認めること

5. 授業に関して

- ① 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する
- ② 部活動について、原則休止とする

- 6. 万が一、感染あるいは濃厚接触者として特定された際は、保健所の指示に従い療養にとめること。また以下の状況の場合も学校への出勤・登校を控えること。特別休暇・自宅待機・公欠扱いで対応。

- ① 濃厚接触者以外で症状があり検査を受けている者
- ② 感染者との濃厚接触者の特定までの期間や感染者と接触があったと思われる者
- ③ 発熱等の風邪の症状（鼻水やのどの痛みなど）が見られる者
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者

今後の状況や沖縄県、教育委員会等の方針、新型コロナウイルス感染状況により随時、上記内容を見直していきます。